

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H29.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-5	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当らなければならない。この場合・・・以下省略</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2)～(14) 省略</p> <p>(15) その他</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当らなければならない。この場合・・・以下省略</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2)～(14) 省略</p> <p>(15) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画） ※総合評価落札方式実施時のみ</p> <p>(16) その他</p>	総合評価に関する事項を追加
共-2-24	<p>2-9-3セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	<p>2-9-3セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提出することで、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	JIS外製品の規定を追加
共-2-24	<p>2-9-4セメントコンクリート二次製品の耐久性向上</p> <p>本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	<p>2-9-4セメントコンクリート二次製品の耐久性向上</p> <p>本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提出することで、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	JIS外製品の規定を追加

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H29.6.1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-2	<p>第3節レディーミクストコンクリート 5-3-2工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。これ以外の場合には、本条3、4項の規定によるものとする。</p>	<p>第3節レディーミクストコンクリート 5-3-2工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合には、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場または全国生コンクリート品質管理監査会議から○適マークを承認された工場で製造された、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しまたは○適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>JISマーク表示認証工場の定義付けを追記</p> <p>品管監査合格工場等と略字を追記</p> <p>2項のなお書きを移動し、上記レディーミクストコンクリートを具体的に記述</p>
	<p>2. 受注者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場または全国生コンクリート品質管理監査会議から○適マークを承認された工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しまたは○適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>2. 受注者は、品管監査合格工場等に該当しないJISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>品管監査合格工場等に該当しない JISマーク表示認証工場の規定とした。</p> <p>使用実績により、配合の決定に関する確認資料に代えることができることを追加。</p> <p>なお書きは、1項に移動</p>
	<p>3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者の例を追記</p>

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版） 改定箇所一覧表（H29. 6. 1）

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-2	<p>4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>概ね1年以内の公共工事から、1年以内の公共工事とした。</p>